

(写)

目監第330号  
令和5年9月27日

目黒区 A 様

目黒区監査委員 秋 丸 俊 彦  
目黒区監査委員 大 坂 恭 子  
目黒区監査委員 鈴 木 理 志  
目黒区監査委員 田 添 麻 友

住民監査請求について（通知）

令和5年8月22日付けで受け付けました住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

つきましては、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしましたので、通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求は、東日本大震災により、宮城県気仙沼市から目黒区（以下「区」という。）の区民住宅に避難してきた者に対する明渡し（現在は退去し明渡しの請求は取下げられた）と損害金の支払を求める裁判において、区が提訴にあたり要した訴訟費用出訴経費65,000円を災害救助費として求償を受けたことについて、宮城県に対し求償をとりけし、受けた金額を返還すること、再発防止を目的に、責任の所在の明確化と法令遵守の強化を行うこと、行政の透明性確保及び再発防止を目的に、本件の発生理由・経緯の調査及び調査結果の公表を行うことを求めるものである。

2 判断及び理由

(1) 住民監査請求の要件

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合に、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべきことを請求することができる

ものである。

最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決（平成6年（行ツ）第97号）においても、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」と判示しており、住民監査請求が適法となるためには、財務会計上の行為が区に損害を与える行為に該当することが具体的・客観的に示されていることが必要となる。

(2) 財務会計上の行為が区に損害を与える行為に該当するか。

請求人が本件請求で財務会計上の行為等と主張している「令和3年度東日本大震災に係る災害救助費繰替支弁金等交付金の歳入調定」（令和4年3月25日目企財第1330号東京都知事あて区長名「令和3年度東日本大震災に係る災害救助費繰替支弁金等交付金交付申請書」）は、区が東京都を通じて被災県に求償した額について、令和4年3月31日に歳入調定を行い、令和4年4月28日に収入した行為と解されることから、当該行為は違法・不当な公金の支出等により、団体に損害を与え又は与えるおそれがあることを具体的・客観的に適示していると認めることはできず、住民監査請求の対象となる行為には該当しない。

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の適法性を欠くものであり、これを却下する。

以 上